

徳島県告示第211号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条の2第4項の規定により、次の加入区の特定期第1号漁業者の同意が同条第1項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和8年4月17日

徳島県知事 後藤 田 正 純

法第104条第1号に掲げる漁業

あわび（とこぶしを含む。）をとる漁業

加入区の名 称	加入区の区域	水 域
あわび伊座利加入区	伊座利漁業協同組合の地区	共第117号及び共第118号漁業権の漁場の区域